

広報 ましけ

2019
11

NO.1317

増毛町公式ホームページ <https://www.town.mashike.hokkaido.jp>



今月の表紙 10月17日(木) 給食まるごと増毛デー / 増毛小学校

増毛町
応援大使



© H.N.F.



西川遥輝選手

杉浦稔大選手

今月の主な内容

2~3P … 【特集】増毛町の介護保険

4~5P … 平成30年度増毛町会計決算報告

6~7P … まちの話題

(増毛秋の味まつり、ビッセマルシェ増毛町フェア、
増毛中学校学校祭、増毛小学校学習発表会 ほか)

10P … 高齢者世帯を対象にした除雪サービスのお知らせ

16P … 増毛町フォトコンテスト2019 結果発表 など

特集 増毛町の介護保険

介護保険制度とは

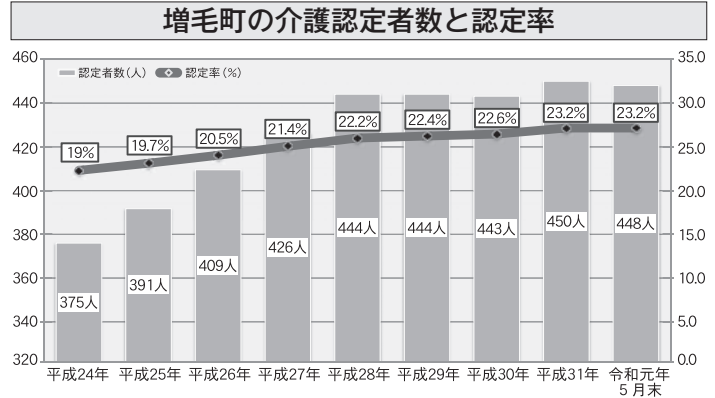
介護保険は、介護が必要な方の所得に応じて、その費用の9割から7割を負担する制度です。各自治体単位で、介護保険料と税金（国・道・町）で運営されています。

増毛町の介護保険の状況を見てみましょう。

1. 要介護認定者数と要介護認定率

増毛町には5月末で448人の要介護認定者がいます。（65歳以上1,934人中）

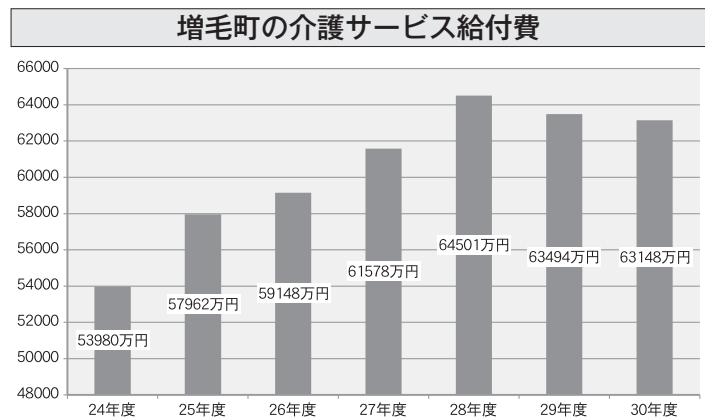
認定率は道内157保険者（自治体・広域組合）の中で7番目という高さです。



2. 介護サービス給付費

1年間に給付する介護サービス給付費の合計です。

28年度に約6億4500万円まで上がり続けましたが、29年度から微減となり、昨年度は要介護認定者に約6億3100万円の給付をしています。



3. 介護保険料の変遷

現在は、第7期介護保険計画により運営しています。

介護保険料は道内157保険者（自治体・広域組合）の中で37番目です。

期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
年度	H12~14	H15~17	H18~20	H21~23	H24~26	H27~29	H30~32
年額	32,508	33,600	33,600	40,200	48,300	63,600	75,500
月額	2,709	2,800	2,800	3,350	4,025	5,300	6,291

介護保険料基準額は、3年ごとに必要な介護サービス給付額の見込みや65歳以上人口見込みにより計算されるため、健康な人が多くいると介護サービスの必要見込みが少なくなり、介護保険料は安くなるため、増毛町では「健康寿命延伸事業」を積極的に実施しています。

介護保険料はどうやって払う？

- 40歳になると介護保険の加入が義務づけられ、加入している健康保険と一緒に徴収され介護保険料を支払うこととなります。
- 65歳になると住んでいる自治体が自治体毎に決められた介護保険料を納入します。納入方法は、納入通知書を使って窓口で払う普通徴収と、年金から天引きされる特別徴収があります。

こんなときは、増毛町地域包括支援センターにご相談ください！ 高齢者むけのサービス（介護保険・保険外）について

- 足腰が不自由になってきた。
- バスに乗って外出することができなくなった。
- 薬を飲み忘れるようになった。
- 病院からすすめられた。

※このようなことが介護保険の申請のきっかけになるようです。

例) 一人で入浴するのが大変になったAさんの場合…

Aさんは一人暮らし。最近足腰が不自由になってきました。家は古く風呂は寒い上に、浴槽が深いために入浴が大変で、一人で入浴する事に不安を感じるようになりました。

【地域包括支援センターより】

入浴のサービスは、①手すりやシャワーチェア、浴槽台などを設置して一人で入浴する。②デイサービスに通い、看護師・介護員などにより介助を受けて入浴する。③ヘルパー、訪問看護師等により家で介助を受けて入浴する。④ベッドサイドにバスタブを持込む訪問入浴を利用するなど、いくつかのサービスがあります。

例) もの忘れが心配されるBさんの場合…

家族が久しぶりに訪れてみたら、親のBさんが何度も同じ話をしたり、日付があいまいになったりしていました。お薬も残っているみたいですが、本人は「ちゃんと自分でやっている」というので、家族は困ってしまいました。

【地域包括支援センターより】

「認知症初期集中支援チーム事業」によって、治療や介護サービスにスムーズにつなげられるように、お手伝いをします。うまくサービスにつながれば、薬剤師や看護師の訪問により薬の管理の支援を受け、デイサービスにより脳の活性化を図る事も可能です。

介護保険のサービスを受けるには？

健康一番館内の福祉厚生課・介護保険係の窓口で介護認定の申請をします。

主治医のいる方は、「主治医の名前・病院名」などの情報をお知らせください。

本人・家族が申請できる他、ケアマネージャーなどが申請の代行をします。

まずは、福祉厚生課・介護保険係・地域包括支援センターにお電話（0164-53-3111）でご相談ください。

介護サービスの利用について

要介護度区分にあわせて、ケアマネージャー等が介護サービスの利用計画（ケアプラン）を作成することにより、介護サービスが1割負担（所得に応じて3割負担まで）の利用が可能となります。

<介護保険による在宅サービス>

通所介護（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルパーの派遣）、訪問入浴介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、住宅改修、福祉用具の貸与や購入、短期入所、居宅療養管理指導（薬剤師の訪問）など。

<介護保険による施設サービス>

特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームなど。

<その他のサービス(抜粋)>

○生きがいデイサービス

運動機能や認知機能の向上などに効果的なプログラムを週4～5回老人福祉センターでおこなっている他、月1回お楽しみ会もしています（利用料1回300円又は月1,000円）。

○配食サービス

調理が困難な高齢者・障がい者等を対象に週2回おかず4品を配達しています（1食400円）。

平成30年度 増毛町会計決算報告

平成30年度の増毛町の各会計歳入歳出決算について、9月に開かれた町議会第3回定例会で認定されました。

一般会計の決算状況

一般会計の決算額は、歳入（収入）が48億8,387万円、歳出（支出）が47億8,493万円で、翌年度へ繰り越す事業の財源772万円を差し引き、9,122万円の黒字決算となりました。

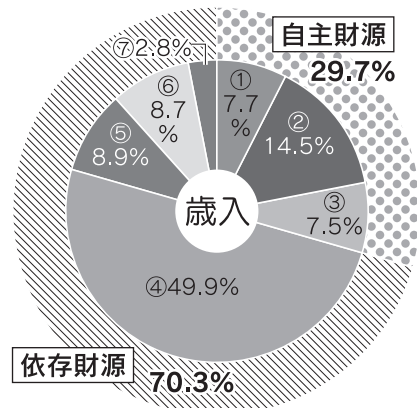
歳入 (一般会計)

歳入は、大きく分けて「自主財源」と「依存財源」に区分することができます。

「自主財源」は、町税や使用料・手数料など、町が自主的に収入を得ることができるお金で、歳入全体の29.7%を占めます。

「依存財源」は、地方交付税や国・道支出金、町債などで、歳入全体の70.3%を占めており、特に地方交付税は49.9%と歳入全体の半分以上を補っているのが現状です。地方交付税は景気に大きく左右されますが、今後も堅実な財政運営が求められます。

【歳入】 48億8,387万円



- ①町税 ②使用料・手数料ほか ③寄附金
④地方交付税 ⑤国道支出金 ⑥町債
⑦地方譲与税ほか

歳出 (一般会計)

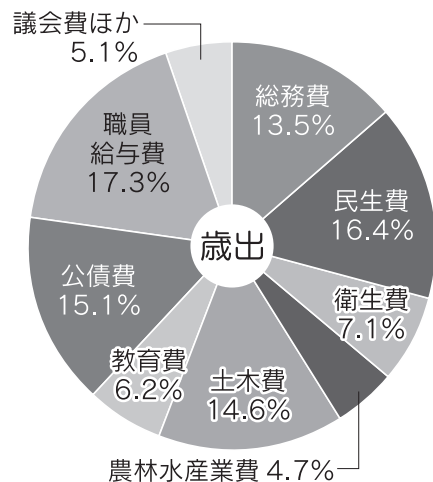
歳出は、大きく分けて「投資的経費」と「消費的経費」に区分することができます。

「投資的経費」は、その経費の支出効果が長期にわたり、固定的な資本形成となるもので、普通建設事業費の6億1,220万円と災害復旧事業費の1,625万円がそれにあたり、歳出全体の13.1%を占めています。

「消費的経費」は、支出効果が単年度または短期間で終わるもので、投資的経費以外の41億5,648万円で、歳出全体の86.9%を占めています。

また、目的別では右の円グラフのとおり、公債費（借金の返済）に占める割合が15.1%（7億2,098万円）と大きく、苦しい財政状況を表していますが、借入を圧縮しているため、借金の残高や返済額は年々減少してきています。

【歳出】 47億8,493万円



特別会計・公営企業会計の決算状況

特別会計

一般会計とは別に独立して経理を行う会計

公営企業会計

民間企業のように利用料金などの収益で運営する会計

会計	歳入	歳出
国民健康保険	5億5,284万円	5億1,364万円
観光施設事業	5,424万円	5,424万円
診療所事業	2億2,437万円	2億2,437万円
介護保険	9億2,161万円	8億9,791万円
公共下水道事業	2億1,711万円	2億1,708万円
後期高齢者医療	9,090万円	9,080万円
港湾整備事業	1,584万円	1,584万円

会計	歳入	歳出	
水道事業	収益的収支	1億5,088万円	1億4,004万円
	資本的収支	0万円	7,476万円
簡易水道事業	収益的収支	1,995万円	1,906万円
	資本的収支	355万円	1,389万円
砕石事業	収益的収支	2億5,468万円	3億1,033万円
	資本的収支	49万円	0万円

※資本的収支の差し引き不足分は留保資金で賄っております。

平成30年度決算における健全化判断比率

増毛町の比率は、早期健全化基準と財政再生基準ともに基準以下となっているため、財政健全化計画と財政再生計画の策定は必要ありません。

近年、各数値とも改善傾向にありますが、今後も公債費（借金）の負担縮減を図るなど、引き続き財政の健全化に努めます。

また、公営企業ごとに算定する資金不足額が事業規模に占める割合を示した資金不足比率は、増毛町ではすべての公営企業会計について、資金不足は発生していません。

《健全化判断比率》

	内 容	H 30	H 29 (参考)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計などにおける赤字の割合	赤字なし	赤字なし	15%	20%
連結実質赤字比率	すべての会計の赤字の割合	赤字なし	赤字なし	20%	30%
実質公債費比率	年間の借金返済額などの割合	10.9%	10.9%	25%	35%
将来負担比率	将来負担する可能性がある負債の割合	なし	なし	350%	

《資金不足比率》

	H 30	H 29 (参考)
水道事業会計	すべての会計で資金不足なし	すべての会計で資金不足なし
簡易水道事業会計		
砕石事業会計		
港湾整備事業特別会計		
観光施設事業特別会計		
公共下水道事業特別会計		

増毛の秋の味覚に舌鼓 第48回増毛秋の味まつり～ホタテもサケもフルーツも!～

9月29日、「第48回増毛秋の味まつり～ホタテもサケもフルーツも!～」が増毛港中央埠頭で行われ、町内外から約6,000人が訪れ、秋サケやホタテなどの新鮮な鮮魚類や旬の果物などを買い求めたほか、海産物をその場で焼いて味わい、増毛の秋の味覚を堪能しました。

「うまいもの屋台街」では町内から15団体のテントが並び、海鮮焼きそばやエビ汁、タコザンギ、エビの唐揚げなどが販売され、買い求める人で長蛇の列となりました。

また、今年は海上自衛隊余市防備隊所属のミサイル艇「わかたか」の一般公開も行われ、来場者は普段見ることができないミサイル艇の前で記念撮影するなど人気を集めていました。

そして、人気アトラクションのホタテ・フリスビー、ファイターズガールダンスパフォーマンス、増毛の特産品である秋サケやフルーツ、日本酒などが当たる大抽選会などで会場は大いに盛り上がりました。

札幌から訪れた方にお話を聞くと、「アトラクションのホタテ・フリスビーが楽しかったし、お土産もたくさん買えたので満足です。また、来年も来ます」と話してくれました。



▲ホタテ焼いて味わう来場者



▲ミサイル艇「わかたか」の一般公開



▲会場を盛り上げたファイターズガールダンスパフォーマンス



▲人気アトラクションのホタテ・フリスビー

増毛の食材を使用しオリジナルメニューを提供 ビッセマルシェ増毛町フェア



9月20日～10月14日の25日間、札幌市中央区の大通ビッセで「ビッセマルシェ増毛町フェア」が開催され、期間中に多くの来場者が訪れました。

同フェアは、町のPR事業の一環として町と町観光協会、大通ビッセが主催。ビッセ内の飲食店と共同して増毛の食材を使用したオリジナルメニューを提供したほか、期間中の毎週土・日曜日、祝日には水産加工品や果樹加工品などの直売会を開催しました。また、町の観光や歴史が分かる展示イベントや「増毛の民話伝承会」による影絵紙芝居の特別上映会も行われ、来場者へ増毛町をPRしました。

公認会計士が教えるお金のツボ

ましけ町民スクール第4回講座

10月11日、ましけ町民スクールの第4回講座「公認会計士が教えるお金のツボ」が文化センターで開催され、町民ら約60名が参加しました。

講師は公認会計士・税理士として活躍され、ベストセラー「さおだけ屋はなぜ潰れないのか？」の著者である山田真哉氏。

講演では、残高だけを記録する「残高家計簿」のやり方やお店の広告に使われる数字やポイントのカラクリなどクイズを交えながら話され、参加者は明日から実践できるためになる話を真剣な表情でメモを取っていました。



練習の成果を発表

増毛中学校学校祭、増毛小学校学習発表会

10月6日に増毛中学校で第62回学校祭が、10月13日には増毛小学校で学習発表会がそれぞれ開催され、保護者を含むたくさんの観客に、この日のために練習してきた成果を発表しました。

増毛中学校学校祭では、各学年対抗の合唱コンクールから始まり、弁論発表・英語暗唱発表、オリジナル創作演劇「サマータイムマシン・ブルース」では、笑いをまじえながらも真剣な生徒の演技が観客を魅了し、最後は吹奏楽部の演奏で幕を閉じました。

増毛小学習発表会では、各学年が練習してきた劇や演奏を元気に発表しました。2年生は劇「寿限無(じゅげむ)」で練習してきた長い台詞を披露し、会場から大きな拍手が送られていました。



▲中学校の合唱コンクールでは、最優秀賞を受賞した3年生が自由曲「あなたへ～旅立ちに寄せるメッセージ～」を披露しました。



▲小学4年生は劇「大江戸落語物語」で落語の世界を表現し、会場を大いに盛り上げました。



▲小学校の全校合唱では、全校生徒161人が息を合わせて「心の中にきらめいて」を披露しました。



▲中学校吹奏楽部では、ディズニープリンセスメドレーを始め、流行の曲目など多彩な音色を奏でました。

のびのびと力強い作品を表彰

第28回MOA美術館増毛児童作品展表彰式

9月28日、元陣屋において第28回MOA美術館増毛児童作品展の表彰式が行われました。

作品展は町内の児童から絵画の部59点、書写の部57点の合わせて116点の応募があり、絵画の部から9点、書写の部から10点が入賞。入賞した児童らは嬉しそうな表情を浮かべ、賞状と記念品を受け取っていました。

なお、受賞者は次の通りです。

【絵画の部】

- ◆増毛町長賞
土佐 悠翔さん (小学3年)
- ◆増毛町教育長賞
山田 橙侍さん (小学1年)
- ◆増毛町文化協会長賞
茨木 爽さん (小学2年)
- ◆金賞
藤丸 滯夏さん (小学6年)
三浦 小春さん (小学3年)
- ◆銀賞
山田 銀時さん (小学3年)
工藤 凜子さん (小学6年)
- ◆銅賞
風間 遼さん (小学4年)
吉田 梨乃さん (小学3年)

【書写の部】

- ◆増毛町長賞
廣野 晴菜さん (小学6年)
- ◆増毛町教育長賞
宮本 英司さん (小学4年)
- ◆増毛町文化協会長賞
竹内 瑛汰さん (小学5年)
- ◆金賞
山田 銀時さん (小学3年)
藤井穂乃花さん (小学5年)
- ◆銀賞
廣野日菜子さん (小学2年)
山田 橙侍さん (小学1年)
石崎 煌晟さん (小学4年)
- ◆銅賞
風間 遼さん (小学4年)
池田 蓮さん (小学4年)



健康づくり教室

◆◆◆ 11、12月の各教室は
下記の日程で行います。◆◆◆

健康寿命延伸事業



◎関節健康トレーニング (☆)

- ・内 容：関節痛などの改善
- ・会 場：保健センター
- ・時 間：10時30分～11時30分
- ・曜 日：火曜日
- ・日にち：11月 5日、12日、26日
12月 3日、10日、17日、24日



◎ストレッチヨガ (☆☆)

- ・内 容：ヨガにストレッチ要素を追加
- ・会 場：文化センター
- ・時 間：18時30分～19時30分
- ・曜 日：火曜日
- ・日にち：11月 5日、12日、19日、26日
12月 3日、10日、17日、24日

◎リズムエクサ (☆☆☆)

- ・内 容：音楽に合わせてエクササイズ
- ・会 場：文化センター
- ・時 間：18時30分～19時30分
- ・曜 日：木曜日
- ・日にち：11月 7日、14日、21日、28日
12月 5日、12日、19日、26日

※種目名の後ろの☆マークは運動強度を表します。(☆が多いほど“つらい”と感じる)

◇参加は無料で、予約は必要ありませんのでお気軽にご参加ください。

【問合せ先】 役場町民課・保険年金係 (電話 53-1113)

なくそう! 望まない受動喫煙 ～マナーからルールへ～

☆2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

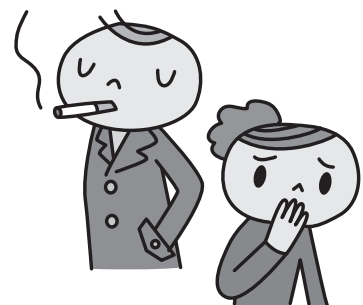
1. 学校や医療機関などが原則敷地内禁煙となります。(2019年7月から)
2. 多数の方が利用する施設(一般の会社や工場、飲食店や遊技場など)が原則屋内禁煙となります。(2020年4月から)

※類型・場所ごとに所定の要件に適合すれば各種喫煙室(専用室、可能室、加熱式たばこ専用室、目的室)の設置ができます。

※喫煙可能な設備を持った施設には必ず、指定された標識の掲示が義務付けられています。

※20歳未満の方は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙エリアへは立入禁止となります。

詳細につきましては厚生労働省のホームページを参照いただく他、記載の連絡先までお問い合わせください。



【厚生労働省ホームページ】 <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

【問合せ先】 北海道留萌保健所企画総務課 電話(0164-42-8326)

在宅高齢者等 配食サービスの利用者募集!

冬に向かって買い物等、外出しづらい季節になってきました。町では週2回の夕食のおかず配食サービスをおこなっています。

町内にお住まいの65歳以上のひとり暮らしや、高齢者世帯、心身に障害を持っている等の方を対象です。栄養価や減塩を考えられた夕食のおかず4品が一つになったパックを週2回、1食400円でご自宅までお届けしております。

配達員がお弁当を直接手渡ししており、高齢者の安否確認も兼ねての配達としておりますので、高齢者のひとり暮らしを心配されているご家族からでも申込みも受け付けております。

※1週間に2回お届けします。(週1回も可) ※おかずのみになります。

※1食400円です。月締めで料金をいただきます。

【お申し込み】 増毛町地域包括支援センター（健康一番館内）電話53-3111

☆お届けするおかずの例☆



- ハンバーグ（きのこソースかけ）
- 信田巻き（すりみ）
- マカロニサラダ
- 薄切り大根の簡単炒め

エネルギー 478Kcal
(1日1500~1850Kcal)
たんぱく質 28.5g (1日55~70g)
塩分 3g (1日8g)
食物繊維 3.4g (1日20g)

【増毛町プレミアム付商品券の取り扱い店舗一覧について】

☆増毛町プレミアム付商品券の取り扱い店舗は以下の31店舗（事業所）となります。

ア行	石山精肉店	井上靴店	内山電器店	株大嶋電設	(有)小田酒店
カ行	北日本水産物株直営店	くわおんア7-セブンイレブン増毛店	(有)甲谷商店		
サ行	坂下家具店	(有)シンコウ石油	すが宗	スカンピン	須摩釣具店
	セイコーマートいとう増毛店	千果園	(有)仙北商店		
タ行	(有)竹内燃料店	(有)タナハシ設備	(有)だるまや商店	中央スーパー増毛店	
ハ行	ハニックス株	(有)富士屋商店	北鐘興産株	(有)北部商事	北海道エナジック株
	株本間青果				
マ行	(有)ましけガラス	(有)増毛日石	(有)丸忠呉服店	三浦自転車商会本店	(有)南電器店

※使用可能な店舗・事業所の募集は随時受付しているため、今後増える可能性があります。

【問合せ先】 役場福祉厚生課（電話53-3111）、役場企画財政課（電話53-1110）



高齢者世帯等を対象にした 除雪サービス

のお知らせ

◆◆ 町民の皆様へ ◆◆

玄関前の除雪ができないために困っている高齢者がいます。この事業は、地域の支えあいで行うものです。有償ボランティアとして協力して下さる方がおりましたら福祉厚生課に連絡をお願いします。

申込方法

・利用申請書に利用者負担金を添えて、役場福祉厚生課（健康一番館）に提出してください。有償ボランティア除雪事業（玄関前の除雪）の申込みには、ボランティアの同意が必要です。

・福祉厚生課に来られない場合は、社会福祉協議会または民生委員を通して申し込みます。

・おことができません。電話での仮受付も行います。

・利用が決定した世帯には、決定通知書をお送りします。

・申込書は、福祉厚生課、社会福祉協議会の他、増毛町役場ホームページ、各課情報・福祉厚生課・介護保険係のページから得ることができます。



【問合せ先】役場福祉厚生課・介護保険係
電話53-3111（内線518・519）

■除雪サービスを申込みできる人

①令和元年度の町民税が非課税の世帯

②本年12月1日時点で65歳以上のみの世帯及び障がいなどにより除雪が困難と認められる世帯

（住民票上の世帯が別でも、同じ家に住んでいる場合は同居と見なします。）

（有償ボランティア除雪事業は、近所に親類等がいる場合は対象になりません。）

屋根及び家のまわりの 除雪サービス事業

■除雪内容

・令和元年12月1日から令和2年3月18日の期間中、自宅の屋根の雪下ろし、窓の下、軒先等の除雪及び緊急避難口の確保を年2回まで行います。

・3回目の除雪が必要な場合は、改めて申込みが必要です。

■負担金

・1,000円（納付された負担金は返却できません）

・3回目は1回500円

■申込期限

・令和2年2月28日まで（3回目の申込は、3月も受け付けます）

有償ボランティア除雪事業

■除雪内容

・令和元年12月1日から令和2年3月18日の期間中、除雪車が出動したときの午前中や大雪の時に、玄関から生活道路までの幅おおむね80センチを、申込者が指定した有償ボランティアが除雪を行います。

■負担額

・1,500円

■ボランティアが受け取る額

・15,000円

■申込期限等

・令和2年1月24日までとなりますが、先着15名で締め切ります。

農家のための農業者年金！ 安心で豊かな老後を

農業者年金の加入資格

- 年間60日以上農業に従事している
- 国民年金の第1号被保険者（なお、保険料納付免除者は除きます）
- 年齢は20歳以上60歳未満



1、少子高齢時代に強く安定した年金

自分が納めた保険料と運用益を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式の年金です。毎年度の個人ごとの積立・運用状況は、農業者年金基金から加入者全員に対して、「付利通知」によりお知らせします。

2、保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3、税制の優遇措置

支払った保険料は全額（1人当たり最大80万4千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税が節税になります。農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益（保険料の運用益）は非課税です。将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

4、終身年金で80歳までの保証付き

原則65歳から生涯受け取ることが出来ます。仮に80歳前にお亡くなりになった場合でも、80歳まで受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額をご遺族に死亡一時金として支給されます。

5、農業の担い手には保険料の国庫補助

認定農業者で青色申告している方やその方と家族経営協定を結んだ一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営移譲をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。

【問合せ先】 南るもい農協増毛支店 ☎53-2027
農業委員会事務局 ☎53-1116

農地を転用するときは、農地法による手続きをお忘れなく

- 農地を農地以外にすることを、農地転用と言います。

※農地以外の例：住宅・工場等の建物敷地・資材置き場・駐車場、山林

- 農地を転用する場合は、事前に農地法の許可が必要です。

- 農地を、許可なく転用したり、許可通りに転用しない場合は…

- 違反転用 → 3年以下の懲役 または
- 違反転用における原状回復命令違反 → 300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

※農地転用の許可申請は、町農業委員会で受付しておりますので、お問い合わせください。



募集

暑寒別岳スキー場
臨時職員

■募集人員

リフト乗車係 若干名
リフト券売係 1名

■応募資格

年齢18歳以上の町内在住者

■勤務時間

- ・平日・土曜日 8時30分～17時00分
- ・日曜日・祝日 8時00分～17時00分
- ・夜勤(ナイター) 17時00分～21時00分

※夜勤(ナイター)は1月から2月まで金・土曜日、3月は日曜日以外毎日予定。(勤務は月数回)

■賃金

日給 6,960円以上

■手当等

時間外・通勤手当、社会保険

■採用期日

令和元年12月10日～令和2年3月31日

■申込方法

履歴書を左記申込先まで提出願います。(郵送可)
申込・問合せ先
役場商工観光課・観光施設係(電話 53-3333-2)

町立明和園臨時職員

【介護員】

■募集人員

養護・特養 複数名

■応募資格

年齢18歳～65歳
※無資格可、介護福祉士及び介護職員初任者研修修了以上の方歓迎

■勤務時間

- ・早出7時30分～16時00分
- ・遅出9時30分～18時00分
- ・夜勤16時15分～翌日9時15分

※勤務形態

- ①フルタイム職員 3交替制の勤務
- ②日勤職員 日勤2交替制の勤務
- ③パート職員 勤務日数や勤務時間を調

整した勤務(応相談)

■賃金

- ①フルタイム・日勤職員 資格なし
- ②パート職員 月額136,700円以上

○有資格者(初任者研修) 月額141,800円以上

○有資格者(介護福祉士) 月額146,500円以上

②パート職員

- ・時給 920円
- ・日給 7,100円

■手当

各種手当あり

■採用期日

採用決定後、速やかに採用(応相談)

■申込方法

左記までお問合せ願います。(郵送可)
申込・問合せ先
増毛町立明和園
(電話 53-1601)

町営住宅空家情報
(11月1日現在)

町営住宅に空きがあることから、左記のとおり募集します。

■住宅所在地

南暑寒町5丁目

■団地名・募集戸数

南暑寒5丁目団地 5戸

※全て2LDK

■住宅料

13,900円
～26,800円程度

※年間所得により異なります。

■資格要件

- ①町税等の滞納がないこと
- ②収入基準を超えていないこと(所得が月額158,000円以下)
- ③連帯保証人がいること

■申込方法

役場建設課建築係で申込書を受取り、関係書類を添えてお申込みください。
申込・問合せ先
役場建設課・建築係
(電話 53-1115)

道路が凍結する季節になりました！転倒しないように気をつけましょう！

例年、朝晩が冷え込む初冬の路面凍結で、転倒し怪我をする高齢者が多くいます。
高齢者は、転倒による怪我(骨折等)でその後の生活に支障をきたし、介護認定につながる場合もあります。
いつまでも健康に過ごすためにも、この冬期間の外出にお気を付けてください。



老人福祉寮やすらぎ荘 入居者募集!

やすらぎ荘には、5名（男2名・女3名）の方が入居されており、空室が1部屋となっております。

冬期間の除雪の心配はなく、火気の使用も厳禁です。冬でも安心して過ごすことができます。

居室は個室、朝昼晩の3食付き、お風呂とトイレは共同となっております。

入居条件は、60歳以上の方で健康状態が良好であり、共同生活に適応できる等の条件があり、入居申込みには、健康診断等の提出により入居に対しての審査があります。

見学希望や入居希望の方がおりましたら担当までご相談ください。

■住宅所在地

増毛町南永寿町3丁目2
84番地

■定員

6名（現在5名入居中）

■食事

朝、昼、夕 3食付き

■入居費

1ヶ月55,200円

■その他

夜間は管理人が常駐しておりません。（夜間はアルソックの見守りシステムを使用しております）

入浴は週2回です。

（シャワー浴は毎日利用できます）

■園役場福祉厚生課・介護保険係（健康一番館内）

（電話 53-3111）



居室

お知らせ

ましけ町民スクール 第5回講座を開催します

第5回は北海道日本ハムファイターズの2019年増毛町応援大使である西川遥輝選手、杉浦稔大選手を

お招きしてトークショーを開催します。普段見ることができない選手のプライベートルな素顔やエピソード、試合中の裏話が聞けるなど盛りだくさんの内容で楽しめること、間違いありません。

■日時

11月19日（火）16時15分～17時30分

■会場

文化センター大ホール

■演題

「ファイターズトーク
ショー」

■入場料

無料

■申し込み先

ましけ町民スクール運営
委員会事務局（教育委員
会地域学習課・文化振興
係 電話 53-2427）

「図書のリニューアル」 行います

古くなった本や雑誌を無料でお譲りします。小説だけでなく、料理や健康の雑誌もありますので、ぜひお越しください。

■日時

11月16日（土）～12月1日（日）

■開催場所

総合交流促進施設元陣屋

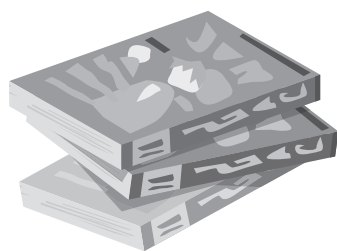
■その他

持ち帰り用のバッグをご持参ください。

本がなくなり次第、終了します。

■申し込み先

総合交流促進施設元陣屋
（電話 53-3522）



新着本案内

へぼ侍

【第26回松本清張賞】

明治維新で没落した士族の跡取り 鍊一郎。西南戦争で武功を立てれば士官の道も開けると意気込んで参加する。しかし、彼を待っていたのは厄介者ばかりの部隊だった。

坂上 泉 著



園 総合交流促進施設元陣屋（電話 53-3522）

いま ぼくはここにいる

文 かさい まり / 絵 星野 イクミ

優しい恐竜のサンはティラノサウルスに追いかけて海の中へ。そして何千万年もたち化石として発掘されました。北海道むかわ町で見つかった「むかわ竜」をモデルにした生物学絵本。



特設人権心配ごと相談所のご案内

特設人権心配ごと相談所を増毛町文化センターにて開設します。人権や家庭内問題、お金の貸し借り、いじめ等自分で考えても解決できない、どんな小さなことでも相談に応じます。

■日時
12月4日(水)10時～12時

■場所
増毛町文化センター

■その他

相談をご希望の方は、当日増毛町文化センターに直接お越しください。

問合せ先

役場町民課・戸籍係
(電話 53-11112)

住民票・マイナンバーカードへの旧姓(旧氏)併記が始まります

11月5日から、住民票とマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できるようになります。旧姓(旧氏)の併記を希望される方は、役場町民課戸籍係で手続きをしてください。

■手続の際必要なもの

- ・旧氏(旧姓)が記載された戸籍謄本等
- ・マイナンバーカード又は通知カード
- ・本人確認書類(運転免許証等)

問合せ先

役場町民課・戸籍係
(電話 53-11112)

人権擁護委員が委嘱されました

10月1日付で、法務大臣から次の方々が人権擁護委員に委嘱されました。

任期は令和4年9月30日までの3年間です。

- 委嘱された人権擁護委員
- ・西元章夫 氏(再任)
- ・吉田 章 氏(再任)

増毛町の人権擁護委員は、今回委嘱された2名と既に委嘱を受けている庄司道子さんとの3名で構成されています。

問合せ先

役場町民課・戸籍係
(電話 53-11112)

農業用ため池の届出制度が始まります

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。

農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を北海道に届け出ることが必要となります。

届出が必要となるため池は、農業者が利用する農業

用のため池です。(現在農業用に利用されていない施設でも過去に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要となります。)

届出の期限は法律の施行日(令和元年7月1日)以後、農業用ため池を設置、廃止する時、又は届出情報に変更があつた場合には、遅延なく届出する必要があります。(法律の施行前に設置された施設については、本法律施行後、6カ月以内の届出が必要となり、令和元年12月27日までとなります。)

届出について不明な点又は農業用ため池の判断に困ったときは、左記までお問い合わせください。

園留萌振興局農村振興課

指導企画係(電話 42-8496) または役場農

林水産課・農業基盤整備

係(電話 53-33335)

11月は「児童虐待防止推進月間」です

✿ 児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡下さい ✿

虐待を受けたと思われる子どもがいたら。

ご自身が出産や子育てに悩んだら。

子育てに悩む親がいたら。

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。

いち はやく
189
児童相談所
全国共通
3桁
ダイヤル

指名手配被疑者の 検挙にご協力を！

令和元年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者を始めとして、約600人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯罪を敢行するおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところであります。

この指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、国民の皆さんの御協力が是非とも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情

報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。

◎留萌警察署刑事課
(電話 42-0110)

被害者等のための 各種相談窓口について

11月25日は「北海道犯罪被害を考える日」です。警察では、事件や事故の被害に遭われた方や、家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題等で悩んでいる方などの相談を受け付けています。

また、事件や事故による心の傷が癒やされずに悩んでいる方のために、民間被害者相談窓口のカウンセラーが、あなたの話をお聞きします。

〈警察相談電話〉

○性犯罪相談 110番

＃8103

※＃8103で繋がらない

場合

0120-756-310

0166-34-5000
○少年相談 110番

0120-677-110

○暴力団相談電話

011-222-0200

〈民間被害者相談電話〉

○北・ほっかいどう被害者

相談室(旭川)

0166-24-1900

○性暴力被害者支援セン

ター北海道

050-3786-0799

日曜当番医 (留萌市)

【11月10日】

留萌セントラル

クリニック

(栄町1丁目)

電話 43-9500

※右記以外の土日祝日及び夜間診療は、かかりつけの病院へお問い合わせください。

年金相談情報局

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同じく、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、1月から同年12月までの1年間に納めた保険料の全額で、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、自分自身の保険料だけでなく、家族(配偶者や子)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も全て控除が受けられます。

この社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になりますので、申告書を提出するときは日本年金機構から送られてくる「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が領収証書を忘れずに添付しましょう。

国民年金は税法上でも有利な制度となります。保険料は、納め忘れの無いよう口座振替の利用も可能ですので是非ご利用ください。

【問合せ先】留萌年金事務所(電話 43-7211)

〈増毛町フォトコンテスト2019結果発表〉

6月5日から9月30日まで募集していた「増毛町フォトコンテスト2019」の選考結果は下記のとおりとなりました。

文化センターでは応募された全作品、増毛駅舎では入賞作品をカラー写真で掲示いたします。(12月1日まで)

(44名 85作品)



最優秀賞

「豊漁を願う花火」
山本 卓矢さん (見晴町)



優秀賞

「豊作を祝う朝焼け」
奈良 賢一さん (畠中町)



優秀賞

「明治を走る」
増井 道英さん (苫小牧市)



入選

「祭りの日」
増井 典子さん
(苫小牧市)



入選

「一瞬・一生」
竹澤 嶺奈さん
(暑寒沢)



入選

「人と稲穂が
輝く町
増毛町!!」
宮本 洋司さん
(見晴町)



入選

「日暮れの
増毛を
望む」
佐藤 心一さん
(野塚町)

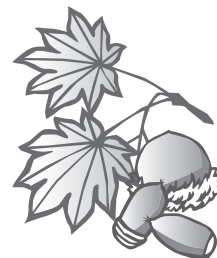
人の動き

10月1日～10月31日届出分
(敬称略)

10月末 人口と世帯

人口 4,157 人 (-12)
男 1,916 人 (-5)
女 2,241 人 (-7)
世帯 2,185 世帯 (-2)

()は前月との増減



エルタックス
eLTAX

道税・町税の申告が
ネットでする!

エルタックスは、道税の「法人道民税・法
人事業税・地方法人特別税」と町税の「個人
住民税」「法人町民税」「固定資産税(償却資
産)」の申告、一部の届出をインターネットを
利用して行えるシステムです。

詳しい情報、ご利用届出はホームページを
ご覧ください。(http://www.eltax.jp/)



北海道留萌振興局税務課 (電話 42-8416)
増毛町役場税務課 (電話 53-1114)

12月号への掲載希望 11月21日(木)まで
増毛サップoportビル会

● ゆうゆうマシーン

○ 社会福祉に

● 奈良 賢一さん(畠中町)

● 石崎 春雄さん(南畠中町)

● 古館 二三子さん(別荘)

○ 社会福祉に(香典の一部から)

◆ 増毛町社会福祉協議会へ(現金)

● 鈴木 信子さん(畠中町) 24区自治会へ

● 伊藤 京子さん(阿分) 1区自治会へ

● 奈良 賢一さん(畠中町) 25・26区自治会へ

● 北原 榮子さん(見晴町) 19区自治会へ

● 古館 二三子さん(別荘) 38区自治会へ

● 忠鉢 武さん(南畠中町) 37区自治会へ

● 大西 キサ子さん(信砂) 6区自治会へ

○ 香典の一部から

◆ 各自治会等へ(現金)

■ 厚志ありがとうございます

町税の納期について

固定資産税(第3期)
国民健康保険税(第5期)
12月2日(月)

町役場税務課・税務係 (電話 53-1114)

働くみんなに、
今こそ確かな安心を。

CHU 小企業
TAI 退職金
KYO 共済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税
手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので
管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ
中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

健康・暮らし・環境カレンダー

11/5 火	●広報ましけ11月号発行 可燃	22 金	☆粗大ゴミ申込受付最終日 不燃 かび
6 水	●防犯・交通安全高齢者ふれあい交流会 9:30～ 文化センター ●四種混合・B型肝炎予防接種 15:30～16:00 市街診療所 ペット プラ	23 土	●少年の主張大会 祝勤労感謝の日 「僕の主張・私の主張」 9:30～ 文化センター
7 木	●インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種① 9:00～12:00 健康一番館 生	24 日	
8 金	不燃 かび	25 月	生 粗大
9 土		26 火	●定例行政相談所開設 10:00～12:00 文化センター 可燃 資源1
10 日		27 水	●日本脳炎予防接種 15:30～16:00 市街診療所 ペット プラ
11 月	生	28 木	生 資源2
12 火	可燃 資源1	29 金	不燃 かび
13 水	●ヒブ・小児肺炎球菌予防接種 15:30～16:00 市街診療所 ペット プラ	30 土	
14 木	●総合健診(個別通知) 旭川がん検診センター 生 資源2	12/1 日	●インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種④ 8:30～16:00 健康一番館
15 金	不燃 かび	2 月	生
16 土	●乳幼児総合健診(個別通知) 健康一番館 ●古本ゆずります ～12月1日まで 元陣屋	3 火	可燃
17 日		4 水	●特設人権心配ごと相談所開設 10:00～12:00 文化センター ペット プラ
18 月	●乳幼児相談 9:30～11:30 健康一番館 ●ベビーマッサージ教室 10:00～11:00 健康一番館 生 木	5 木	●広報ましけ12月号発行 生
19 火	●インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種② 9:00～16:00 健康一番館 ●第5回ましけ町民スクール「ファイターズトークショー」 16:15～ 文化センター 可燃	6 金	不燃 かび
20 水	●インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種③ 9:00～14:00 健康一番館 ●BCG・麻疹風疹・水痘予防接種 15:30～16:00 市街診療所 ペット プラ	7 土	
21 木	生 金属・危険	8 日	

家庭ごみの収集日について

マ ー ク の 見 方	生 生ごみ	可燃 可燃系埋立ごみ	不燃 不燃系埋立ごみ	プラ プラ製容器	ペット ペットボトル
	かび かん、びん	木 木くず	金属・危険 金属類、危険ごみ	粗大 粗大ごみ	
	資源1 紙製容器、雑がみ、白色トレイ、発泡スチロール	資源2 新聞・チラシ類、雑誌、ダンボール、紙パック			

粗大ごみの収集について(毎月第4月曜日) 留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)

① 1回の収集につき5点までしか出すことができません。粗大ごみ収集の申込は9:00～17:00(受付最終日は15:00)までに、留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)に電話申込してください。その際にステーション番号を忘れずに伝えてください。

※「ごみ分別ハンドブック」では、申込は2日前の15:00までとなっていますが、増毛町の場合は、3日前(休日の場合、その前日)の15:00までとなります。

② ごみ袋販売店にて粗大ごみ処理券を購入し、当該粗大ごみに貼り付け、収集日の9:00までにごみステーション横又は自宅前に出してください。